



## 令和2年 障害者雇用状況の集計結果

福井労働局では、このほど、県内民間企業や公的機関等における、令和2年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上、また、公的機関等に対しては、常時雇用する職員の一定割合（法定雇用率、公的機関等の場合は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、当局が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

#### ＜民間企業＞（45.5人以上規模の企業、法定雇用率2.2%）（第1～4表）

- 雇用障害者数、実雇用率とも、過去最高。
  - ・雇用障害者数は2,888.0人、対前年比4.75%（131人）増加。
  - ・実雇用率2.44%（対前年比0.09ポイント上昇）。
- 法定雇用率達成企業の割合は58.9%（対前年比1.8ポイント上昇）。

#### ＜公的機関＞（法定雇用率2.5%、都道府県などの教育委員会は2.4%）（第5～6表）

- 雇用障害者数及び実雇用率は、次のとおり。
    - ・知事部局：雇用障害者数105.0人（82.5人）、実雇用率2.51%（2.23%）
    - ・県教育委員会：雇用障害者数105.0人（119.0人）、実雇用率1.89%（2.13%）
    - ・県警察本部：雇用障害者数16.5人（15.0人）、実雇用率3.95%（3.66%）
    - ・市町：雇用障害者数236.5人（211.0人）、実雇用率2.13%（1.98%）
- ※（ ）内は前年の値

#### ＜地方独立行政法人等＞（法定雇用率2.5%）（第5表）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに前年より減少。
    - ・雇用障害者数4.0人（6.0人）、実雇用率2.54%（3.79%）
- ※（ ）内は前年の値

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

### （1）雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（第1表）

#### ①対象企業数

2.2%の法定雇用率が適用される民間企業（法定常用労働者数45.5人以上規模の企業）の数は、739社（前年748社）で、9社減少した。

#### ②雇用されている障害者の数

雇用されている障害者の数は、過去最高の2,888.0人で、前年より131.0人増加（対前年比4.75%増）した。雇用者のうち、身体障害者は46.0人（同2.8%増）、精神障害者は89.5人増加（同21.5%増）したが、知的障害者は4.5人減少（同0.6%減）した。

#### ③実雇用率

実雇用率は、過去最高の2.44%（前年2.35%）となった。  
法定基礎労働者数は1,027.0人増加した。

#### ④法定雇用率達成企業割合

法定雇用率達成企業の割合は58.9%（前年57.1%）で、前年に比べ1.8ポイント（8社）の上昇。

なお、全国の実雇用率は、2.15%（前年2.11%）で、法定雇用率達成企業の割合は、48.6%（前年48.0%）であった。

### （2）企業規模別の状況（第2表）

#### ①雇用されている障害者の数

「100～300人未満」規模の企業（276社、全企業の37.3%）において1,159.0名と最も多くの障害者が雇用されており、次いで「45.5～100人未満」規模の企業（396社、全企業の53.6%）において576.5名、「1,000人以上」規模企業（10社、全企業の1.4%）において576.0名が雇用されている。

#### ②実雇用率

「100～300人未満」規模の企業において、最も高い数値2.67%となっており、次いで「300～500人未満」規模の企業で2.58%となっている。

一方、「45.5～100人未満」規模の企業で2.19%、「500～1,000人未満」規模の企業で1.94%と、法定雇用率2.20%を下回っている。

#### ③法定雇用率達成企業割合

「1,000人以上」規模の企業において、最も高い数値90.0%、次いで「300～500人未満」規模の企業で63.2%、「100～300人未満」規模の企業で61.2%となっている。

一方、「45.5～100人未満」規模で56.6%、「500～1,000人未満」規模で47.4%と平均値58.9%を下回っている。

### (3) 産業別状況 (第3表)

#### ①雇用されている障害者の数

「製造業」(235社、全体の31.8%)の業種において952.5名、次いで「医療・福祉」(155社、全体の21.0%)837.5名と多くの障害者が雇用されている。

#### ②実雇用率

特に、「農・林・漁・鉱・採石・砂利採取業」の業種において5.58%と高い数値となり、次いで「医療・福祉」の4.39%、「生活関連サービス・娯楽業」で3.28%となっている。

一方、「情報通信業」では1.52%、「建設業」1.62%となっている。

## 2 地方公共団体における在職状況

### (1) 福井県の機関 (第5表)

#### ①福井県知事部局 (法定雇用率2.5%)

在職している障害者の数は、105.0人(前年82.5人)、実雇用率は、2.51%(前年2.23%)となっている。

#### ②福井県警察本部 (法定雇用率2.5%)

在職している障害者の数は、16.5人(前年15.0人)、実雇用率は、3.95%(前年3.66%)となっている。

#### ③福井県教育委員会 (法定雇用率2.4%)

在職している障害者の数は、105.0人(前年119.0人)、実雇用率は、1.89%(前年2.13%)となっており、法定雇用率未達成となった。

### (2) 市町等の機関 (第5・6表)

#### ①市町等の機関 (法定雇用率2.5%)

福井県内各市町の機関(26機関)に在職している障害者の数は、236.5人(前年211.0人)、実雇用率は、2.13%(前年1.98%)となっている。

26機関中12機関が、法定雇用率未達成となった。

## 3 地方独立行政法人等における雇用状況

### (1) 地方独立行政法人 (第5表)

#### ①福井県立大学 (法定雇用率2.5%)

在籍している障害者の数は、4.0人(前年6.0人)、実雇用率は、2.54%(前年3.79%)となっている。

第1表 障害者の雇用状況

令和2年6月1日現在

企業数	常用雇用労働者数	法定基礎労働者数	ア. 身体障害者数	イ. 知的障害者数	ウ. 精神障害者数	計 (ア+イ+ウ)	実雇用率	達成企業数	達成企業割合
社	人	人	人	人	人	人	%	社	%
739	124,172.5	118,242.5	1,675.0	706.5	506.5	2,888.0	2.44	435	58.9
前年値 748	123,107.5	117,215.5	1,629.0	711.0	417.0	2,757.0	2.35	427	57.1

(注)1. 法定基礎労働者数とは、常用雇用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の基礎となる労働者数である。

(※除外率: 障害者が就業困難な職種が相当の割合を占める業種ごとに、その除外する割合を法で定めたもの)

2. 重度身体障害者と重度知的障害者については、法に基づき1人を2人とみなしてダブルカウントで算定する。

3. 人数欄には、短時間労働者(20時間以上30時間未満)が含まれており、0.5人で算定している。

4. 精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

新規雇入れから3年以内の方 または、精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方。

かつ、令和5年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者。

第2表 規模別障害者雇用状況

令和2年6月1日現在

項目 規模別(人)	企業数	法定基礎労働者数	障害者数								(-雇用率)	達成企業の割合
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数	⑧ 合計 ③+⑥+⑦		
合計	739	118,242.5	876.0	799.0	1,675.0	214.0	492.5	706.5	506.5	2,888.0	2.44	58.9
45.5~100人未満	396	26,313.5	166.0	175.0	341.0	28.0	94.5	122.5	113.0	576.5	2.19	56.6
100~300人未満	276	43,398.5	316.0	302.0	618.0	144.0	210.0	354.0	187.0	1,159.0	2.67	61.2
300~500人未満	38	12,975.5	88.0	89.5	177.5	14.0	57.0	71.0	86.5	335.0	2.58	63.2
500~1,000人未満	19	12,419.0	98.0	77.5	175.5	16.0	24.0	40.0	26.0	241.5	1.94	47.4
1,000人以上	10	23,136.0	208.0	155.0	363.0	12.0	107.0	119.0	94.0	576.0	2.49	90.0

(注)1. 第1表と同じ

2. 規模区分は、除外率による控除を行う前の常用労働者数による。

第3表 産業別障害者雇用状況

令和2年6月1日現在

項目 産業別	企業数	法定基礎労働者数	障害者数								(-雇用率)	達成企業の割合
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数	⑧ 合計 ③+⑥+⑦		
合計	739	118,242.5	876.0	799.0	1,675.0	214.0	492.5	706.5	506.5	2,888.0	2.44	58.9
農・林・漁・鉱・採石・砂利採取業	2	125.5	6.0	1.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	5.58	100.0
建設業	26	2,345.0	14.0	18.0	32.0	0.0	1.0	1.0	5.0	38.0	1.62	73.1
製造業	235	45,189.0	308.0	279.0	587.0	52.0	167.0	219.0	146.5	952.5	2.11	58.3
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00
情報通信業	20	3,061.5	24.0	9.0	33.0	2.0	0.5	2.5	11.0	46.5	1.52	55.0
運輸・郵便業	35	3,855.5	18.0	24.0	42.0	2.0	11.0	13.0	17.0	72.0	1.87	54.3
卸売・小売業	131	22,719.5	122.0	153.5	275.5	4.0	71.5	75.5	97.0	448.0	1.97	42.7
金融・保険業	10	3,725.5	44.0	19.5	63.5	4.0	3.0	7.0	14.0	84.5	2.27	70.0
不動産業・物品賃貸業	6	615.0	2.0	8.0	10.0	0.0	2.0	2.0	1.0	13.0	2.11	50.0
学術研究・専門・技術サービス業	13	1,129.0	14.0	4.5	18.5	0.0	1.0	1.0	0.5	20.0	1.77	46.2
宿泊・飲食サービス業	20	1,749.5	8.0	9.0	17.0	2.0	6.0	8.0	5.0	30.0	1.71	50.0
生活関連サービス・娯楽業	20	2,511.5	26.0	19.0	45.0	8.0	20.5	28.5	9.0	82.5	3.28	75.0
教育・学習支援業	8	1,048.0	10.0	6.0	16.0	0.0	0.0	0.0	4.0	20.0	1.91	75.0
医療・福祉	155	19,086.0	188.0	160.5	348.5	140.0	182.5	322.5	166.5	837.5	4.39	69.7
複合サービス事業	4	3,882.5	46.0	21.0	67.0	0.0	20.5	20.5	2.5	90.0	2.32	75.0
サービス業	54	7,199.5	46.0	67.0	113.0	0.0	6.0	6.0	27.5	146.5	2.03	61.1

(注)第1表と同じ

第4表 障害者雇用状況の推移

区分 年度	企業数	法定基礎 労働者数(人)	障害者数(人)		雇用率(%)	雇用率達成 事業所	達成事業所 の比率(%)
				うち身体障害者数			
昭和 49	303	67,132.0	852.0	852.0	1.27	173	57.1
50	275	58,356.0	740.0	740.0	1.27	175	63.7
51	266	51,629.0	774.0	774.0	1.50	161	60.5
52	300	57,499.0	831.0	831.0	1.45	180	60.0
53	279	55,054.0	826.0	826.0	1.50	166	59.5
54	298	57,332.0	816.0	816.0	1.42	166	55.7
55	306	59,108.0	899.0	899.0	1.52	169	55.2
56	331	60,976.0	1,037.0	1,037.0	1.70	223	67.4
57	342	63,908.0	1,119.0	1,119.0	1.75	238	69.6
58	338	63,500.0	1,087.0	1,087.0	1.71	226	66.9
59	351	65,643.0	1,107.0	1,107.0	1.69	230	65.5
60	381	68,827.0	1,143.0	1,143.0	1.66	234	61.4
61	381	69,836.0	1,120.0	1,120.0	1.60	240	63.0
62	374	69,270.0	1,103.0	1,103.0	1.59	229	61.2
63	411	71,316.0	1,225.0	1,132.0	1.72	255	62.0
平成 元	420	72,979.0	1,239.0	1,137.0	1.70	263	62.6
2	438	76,333.0	1,273.0	1,144.0	1.67	272	62.1
3	439	77,571.0	1,277.0	1,153.0	1.65	261	59.5
4	438	79,058.0	1,321.0	1,192.0	1.67	263	60.0
5	436	79,249.0	1,319.0	1,176.0	1.66	257	58.9
6	447	78,725.0	1,396.0	1,192.0	1.77	266	59.5
7	437	77,084.0	1,421.0	1,155.0	1.84	270	61.8
8	439	78,054.0	1,414.0	1,134.0	1.81	261	59.5
9	462	80,966.0	1,435.0	1,163.0	1.77	267	57.8
10	446	80,622.0	1,398.0	1,113.0	1.73	253	56.7
11	489	81,682.0	1,471.0	1,141.0	1.80	243	49.7
12	492	81,443.0	1,489.0	1,109.0	1.83	247	50.2
13	482	80,970.0	1,513.0	1,110.0	1.87	245	50.8
14	473	78,719.0	1,461.0	1,044.0	1.86	234	49.5
15	460	75,931.0	1,433.0	1,005.0	1.89	232	50.4
16	495	81,595.0	1,470.0	1,047.0	1.80	250	50.5
17	501	83,091.0	1,523.0	1,067.0	1.83	256	51.1
18	523	85,915.0	1,637.0	1,118.0	1.91	271	51.8
19	549	89,815.0	1,761.5	1,184.0	1.96	282	51.4
20	548	90,342.0	1,824.5	1,219.0	2.02	294	53.6
21	548	89,056.0	2,000.5	1,267.0	2.25	306	55.8
22	537	88,313.0	1,988.5	1,223.0	2.25	295	54.9
23	568	96,947.0	2,127.0	1,308.0	2.19	313	55.1
24	559	97,770.5	2,218.5	1,361.0	2.27	311	55.6
25	636	102,185.5	2,316.5	1,454.5	2.27	326	51.3
26	645	103,026.5	2,325.5	1,466.0	2.26	345	53.5
27	650	105,582.5	2,447.0	1,499.0	2.32	346	53.2
28	651	106,765.0	2,467.0	1,541.0	2.31	370	56.8
29	652	109,582.5	2,632.5	1,600.0	2.40	382	58.6
30	737	115,393.0	2,774.0	1,640.0	2.40	417	56.6
令和元	748	117,215.5	2,757.0	1,629.0	2.35	427	57.1
2	739	118,242.5	2,888.0	1,675.0	2.44	435	58.9

- (注) 1. 法定雇用率は、①昭和 35 年から現場の事業所 1.1%、事務的事业所 1.3%、②昭和 43 年から 1.3%、③昭和 51 年から 1.5%、④昭和 63 年から 1.6%、⑤平成 10 年7月から 1.8%、⑥平成 25 年4月から 2.0%、⑦平成 30 年4月から 2.2%、⑧令和3年3月1日から 2.3%に引き上げ予定。
2. 法定基礎労働者数とは、常用労働者数から、業種ごとに定められている除外率により控除を行った後の常用労働者数である。また平成 23 年からは短時間労働者(20 時間以上 30 時間未満)を 0.5 人で算定している。
3. 障害者数は、次に掲げる者の合計である。
- 昭和 63 年～ ⇒ 身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者
  - 平成 5 年～ ⇒ 身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者(重度はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
  - 平成 18 年～ ⇒ 身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者(重度はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は 0.5 カウント)
  - 平成 23 年～ ⇒ 身体障害者、短時間重度身体障害者、知的障害者、短時間重度知的障害者、精神障害者は 1 カウント、重度身体障害者、重度知的障害者はダブルカウント、短時間身体障害者、短時間知的障害者、短時間精神障害者は 0.5 カウント
  - 平成 30 年～ ⇒ 精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1 人分としてカウントされる。  
 規雇入れから3年以内の方または、神障害者保健福祉手帳を取得から3年以内の者 かつ、令和5年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者。

## 地方公共団体等における障害者の雇用状況

令和2年6月1日現在

① 機 関	報告年	② 機関数	③ 職員総数	④ 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	⑤ 障害者数	⑥ 実雇用率 (%)	⑦ 雇用率達 成機関数	⑧ 達成割合 (%)	⑨ 不足数
福井県知事部局 (2.5%)	令和2年	1	4,405.5	4,180.5	105.0	2.51	1	100.0	0.0
	令和元年	1	3,893.0	3,695.0	82.5	2.23	0	0.0	9.5
福井県警察本部 (2.5%)	令和2年	1	2,178.5	417.5	16.5	3.95	1	100.0	0.0
	令和元年	1	2,165.5	409.5	15.0	3.66	1	100.0	0.0
福井県 教育委員会 (2.4%)	令和2年	1	7,953.0	5,568.0	105.0	1.89	0	0.0	28.0
	令和元年	1	7,979.5	5,586.5	119.0	2.13	0	0.0	15.0
市町の機関 (2.5%)	令和2年	26	12,546.5	11,112.5	236.5	2.13	14	53.8	40.0
	令和元年	28	12,032.5	10,645.0	211.0	1.98	14	50.0	48.0
地方独立行政法人 福井県立大学 (2.5%)	令和2年	1	221.5	157.5	4.0	2.54	1	100.0	0.0
	令和元年	1	223.5	158.5	6.0	3.79	1	100.0	0.0

(注)

- 1 機関欄の( )内数値は法定雇用率
- 2 各機関の下欄の数値は前年6月1日現在の集計値
- 3 ④欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 4 ⑤欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
また、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。  
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること  
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 ⑥欄の実雇用率=⑤/④
- 6 ⑨欄の「不足数」とは、④欄の法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から⑤欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

第6表

## 全公的機関における障害者の雇用状況

令和2年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者数		③実雇用率	④不足数		※特例認定について	備考
		(令和2年)	(令和元年)		(令和2年)	(令和元年)		
市町等合計	11,112.5	236.5	211.0	2.13	40.0	48.0	10市町	
福井市	2,858.5	64.5	57.0	2.26	6.5	10.0	特例認定あり	
越前市	648.0	14.0	14.0	2.16	2.0	0.0		
鯖江市	676.5	15.5	9.5	2.29	0.5	1.5	特例認定あり	
大野市	438.0	10.5	9.5	2.40	0.0	0.5	特例認定あり	
勝山市	365.0	14.0	9.0	3.84	0.0	0.0	特例認定あり	
敦賀市	873.0	13.0	10.0	1.49	8.0	11.0	特例認定あり	
小浜市	460.0	11.5	12.0	2.50	0.0	0.0	特例認定あり	
あわら市	431.0	11.0	9.0	2.55	0.0	0.0	特例認定あり	
坂井市	822.5	12.5	13.5	1.52	7.5	6.5		
永平寺町	215.0	6.5	4.0	3.02	0.0	1.0		
越前町	329.5	9.0	7.0	2.73	0.0	0.0	特例認定あり	
池田町	112.0	3.0	3.0	2.68	0.0	0.0		
南越前町	179.5	5.0	5.0	2.79	0.0	0.0		令和2年12月7日に南越前町教育委員会との特例を認定。障害者の数6.5人、実雇用率2.56%、不足数0.0人となっている。
美浜町	158.0	3.0	2.0	1.90	0.0	1.0		
若狭町	315.5	7.0	7.0	2.22	0.0	0.0	特例認定あり	
おおい町	269.0	8.0	6.0	2.97	0.0	0.0	特例認定あり	
高浜町	190.5	4.0	4.0	2.10	0.0	0.0		
市立敦賀病院	346.0	5.0	6.0	1.45	3.0	2.0		
公立小浜病院組合	531.0	10.5	9.5	1.98	2.5	3.5		
坂井市立三国病院	93.0	1.0	1.0	1.08	1.0	1.0		令和2年7月21日時点において、障害者の数2.0人、実雇用率2.15%、不足数0.0人となっている。
越前市教育委員会	269.5	4.0	6.0	1.48	2.0	0.0		
(鯖江市教育委員会)	—	—	1.0	—	—	4.0		令和元年10月15日に鯖江市との特例が認定されたため、本年度より鯖江市教育委員会の報告なし。
坂井市教育委員会	212.0	1.0	2.0	0.47	4.0	3.0		
永平寺町教育委員会	111.5	0.0	2.0	0.00	2.0	0.0		
(越前町教育委員会)	—	—	0.0	—	—	2.0		令和2年3月3日に越前町との特例が認定されたため、本年度より越前町教育委員会の報告なし。
南越前町教育委員会	58.5	0.0	0.0	0.00	1.0	1.0		令和2年12月7日に南越前町との特例が認定され、不足数0.0人となっている。
美浜町教育委員会	78.0	1.0	1.0	1.28	0.0	0.0		
高浜町教育委員会	71.5	2.0	1.0	2.80	0.0	0.0		

(注)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
また、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。  
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること  
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- ③欄の実雇用率=②/①
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- ※特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

○ 民間企業	……	一般の民間企業 …………… 2. 2 % (45.5人以上規模の企業)
		特殊法人等 …………… 2. 5 % 労働者数40人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等
○ 国、地方公共団体	……	2. 5 % (40人以上規模の機関)
○ 都道府県等の教育委員会	……	2. 4 % (42人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。



## ◎ 除外率制度について

### ○民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成 14 年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成 22 年 7 月 1 日から、すべての除外率設定業種について、除外率を 10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは、平成 16 年 4 月 1 日)

### ○国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成 16 年 4 月 1 日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成 22 年 7 月 1 日から当該除外率を一律 10%引き下げている。